

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私は現在、次の1および2のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、私は、自らまたは第三者を利用して次の3のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、次の1または2のいずれかに該当したときは、普通預金口座（以下、本口座）に関連する一切の業務が停止され、または通知により本口座を解約されても異議を申しません。また、私は、自らもしくは第三者を利用して次の3のいずれかに該当する行為をしたとき、または上記1および2についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、本口座が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、沼津信用金庫（以下信用金庫という）になんらの請求をしません。また、信用金庫に損害が生じたときは私はその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当要求行為等を行った団体又は個人、その他これらに關係する団体又は個人（以下これらを「暴力団員等」という。）

2. 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 暴力団員等が経営又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (2) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に害を加える目的をもって不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (4) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした団体又は個人

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為